

令和6年度 特定最低賃金合同専門部会議事録

令和6年9月9日（月）14:00～

岐阜合同庁舎5階共用第1会議室

平野賃金室長	<p>定刻になりました。</p> <p>本日は御多用のところ、令和6年度特定最低賃金合同専門部会に御出席を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>皆様方におかれましてはこの度、各専門部会の委員に任命されましたので、本日お手元に辞令をお配りしております。</p> <p>また、各専門部会の構成委員につきましては、お手元に資料No.1（1ページ）として「令和6年度特定（産業別）最低賃金専門部会委員名簿」をお配りしております。</p> <p>本来であれば、お一人ずつ御紹介させていただくべきところですが、時間の関係もございいますので、この名簿の配布をもちまして御紹介に代えさせていただきます。</p> <p>本日は、使用者側代表の加藤委員が御欠席されていますが、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>なお、本会は公開審議となりますが、公開公示をしたところ傍聴希望の申込はございませんでした。</p> <p>それでは審議に先立ちまして、中村労働基準部長から御挨拶申し上げます。</p>
中村労働基準部長	<p>岐阜労働局労働基準部長の中村と申します。</p> <p>本日は、御多忙のところ、本会議に御出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>また、御参会の皆様には、「特定最低賃金専門部会」の委員に御就任いただき、重ねて、御礼申し上げます。</p> <p>岐阜県の特定最低賃金は「電機」、「自動車」、「航空機」の3業種がございいますが、このうち3業種すべてについて</p>

	<p>て改正の申し出がございました。</p> <p>これを受けて、「改正決定の必要性の有無」につきまして審議会へ意見を求める諮問を7月29日に開催された審議会で行い、8月21日開催の審議会において、3業種のうち「自動車」及び「航空機」の2業種について「改正決定の必要性あり」との答申をいただき、専門部会を設置して調査審議を行うこととなりました。</p> <p>特定最低賃金は関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという性格から、金額に関する審議については全会一致の議決に至るよう努力することが望ましいとされております。</p> <p>事務局といたしましても、円滑な審議会・専門部会の運営に努めてまいりますので、委員の皆様におかれましても岐阜の地域、産業の実情を踏まえ積極的かつ十分にご審議を進めていただきますようお願いいたします。</p>
平野賃金室長	<p>これより審議に入っていただきますが、合同専門部会の進行につきましては、慣例によりまして、岐阜地方最低賃金審議会会長にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
平野賃金室長	<p>異議なしということですので、それでは、高橋会長よろしくお願いいたします。</p>
高橋会長	<p>ただ今より、令和6年度特定最低賃金合同専門部会を開催いたします。</p> <p><b>議題1「特定最低賃金専門部会の部会長及び部会長代理の選出について」</b>です。</p> <p>最低賃金法第25条第4項の規定によりまして、部会長及び部会長代理は公益委員から選出することとされております。</p> <p>公益委員から推薦させていただきたいと思っております。</p>

	ますがよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
高橋会長	ありがとうございます。 それでは、推薦をお願いします。
宮坂委員	それでは、私の方から推薦をさせていただきます。 自動車専門部会の部会長に栗山委員、部会長代理に私宮坂、航空機専門部会の部会長に青木委員、部会長代理に高橋委員を推薦いたします。
高橋会長	ありがとうございました。 ただ今の推薦のとおり選出することで、よろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
高橋会長	ありがとうございます。 異議なしということですので、推薦のとおり選出されました。 それでは、議事を進めます。 <b>次の議題2「岐阜地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程について」</b> でございます。 事務局から説明をお願いいたします。
平野賃金室長	それでは説明いたします。 お手元の資料No.2(3ページ)「岐阜地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程(案)」を御覧ください。 第2条に専門部会の招集 第3条にテレビ会議システムを利用する方法による会議出席 第4条に部会長の役割 第5条に会議の公開

	<p>第 6 条に議事録の作成と公開 第 7 条に会長への報告 などが規定されており、昨年度からの改正点はございません。</p> <p>なお、第 3 条の「テレビ会議システムを利用する方法による会議出席」に関しては、別途運用事項が定められています。</p> <p>また、第 5 条の議事公開の範囲並びに第 6 条の議事録の公開範囲につきましては、「部会長が必要と判断した場合、非公開とすることができる」旨規定されておりますが、8 月 21 日に開催されました第 484 回審議会におきまして、公労・公使の二者協議を除く公労使三者が集まって議論を行う場については、傍聴人を入れ議事を公開し、議事録についても公労使三者が集まって議論を行う場についてはホームページ掲載により公開するとの決議がなされておりますので、後程選出されます各専門部会部会長の皆様方には、二者協議が行われます次回（第 2 回）の各専門部会に関しては、同審議会の決議を踏まえた運用をしていただきますようお願いいたします。</p> <p>説明は以上となります。</p>
高橋会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今説明していただきました「岐阜地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程（案）」についてでございます。</p> <p>御意見を伺いたいと思います。</p> <p>まず、労働者側委員いかがでしょうか。</p>
奥村委員	<p>特にございませぬ。</p>
高橋会長	<p>使用者側委員いかがでしょうか</p>

川本委員	特にございません。
高橋会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>御意見がないようですので、「岐阜地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程(案)」のとおり決定とさせていただきます。</p> <p>「岐阜地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程(案)」の(案)を削除していただき、附則に本日の日付を御記入くださいますようお願いいたします。</p> <p>続きまして、<b>議題3「令和6年度岐阜地方最低賃金審議会審議方針について」</b>でございます。</p> <p>本年度の審議方針につきましては、3月21日の第480回審議会で御確認いただいた通りでございますが、専門部会委員の皆様と認識を共有させていただきたいと思っておりますので、事務局で読み上げをお願いします。</p>
平野賃金室長	<p>資料No.3(5ページ)を御覧ください。</p> <p>それでは、読み上げます。</p> <p>(朗読)</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本年度におきましても、本方針を踏まえて円滑な審議に御協力をお願いしたいと思います。</p> <p>次に、<b>議題4「特定最低賃金の改正決定について」</b>です。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
安藤賃金室長補佐	<p>それでは、配布資料の説明をさせていただきます。</p> <p>資料No.4(7ページ)「特定最低賃金審議日程表」を御覧ください。</p> <p>先程の審議方針で目途としている12月21日の発効に向けて、10月から11月の審議日程が決定されております。</p> <p>次に資料No.5(9ページ)、「令和6年度地域別最低賃</p>

金額改定状況」、当局は真ん中の太字表示とされています。

次に資料No. 6（11 ページ）、「岐阜県最低賃金の推移」です。

次に資料No. 7（13 ページ）、「特定（産業別）最低賃金の推移」です。

次に資料No. 8（15 ページ）が「自動車・同附属品製造業の最低賃金に関する基礎調査結果」、資料No. 9（57 ページ）が「航空機・同附属品製造業の最低賃金に関する基礎調査結果」です。産業別に少し説明します。

資料No. 8（15 ページ）をご覧ください

岐阜県自動車・同附属品製造業に関する基礎調査の結果です。

項目の2 調査対象の囲みの2 点目をご覧ください。

調査は県内にある100 人未満の289 事業所を対象に実施、うち164 の事業所の労働者のデータを労働者数で復元して集計したものとなっております。

調査事項は、項目3 に記載のとおり令和6 年6 月分を対象としています。

次に16 ページ、特性値に関する記載であり、例えば第1・二十分位数はデータを20 等分し、低いほうの最初の節の者の数値となります。

その次の17 ページは調査に使用された調査票です。

次に19 ページをご覧ください。

自動車・同附属品製造業の令和2 年度から令和6 年度までの時間額、引上額、影響率、未満率と賃金特性値の推移データ及び県最賃に関するデータです。

本年度の自動車・同附属品製造業の未満率は8.4 パーセント、時間当たり平均賃金は1,492 円、第1・20 分位数は980 円、第1・10 分位数は1,010 円、第1・4 分位数は1,109 円、中位数は1,387 円となっております。未満率は21 ページのグレー表示の1,004 円のところ、その他の数値は25 ページ下段の一番左側の数字です。

それから、この最低賃金基礎調査における総括表は、昨年度まで上限額を1,500円としておりましたが、今年度から政府統計窓口イースタットで公表する際の上限額が変更されることから、それに合わせて上限額を2,000円としております。

この基礎調査における総括表は21ページから企業規模別、地域別、年齢別の男女計、就業形態すべての時間当たり所定内賃金額の表、27ページから就業形態一般の労働者、33ページから就業形態パートの労働者の表です。

次に39ページから男女別、年齢別、就業形態すべての時間当たり所定内賃金額の表、45ページから就業形態一般の労働者、51ページから就業形態パートの労働者の表です。

次に57ページ、ここから航空機・同附属品製造業の調査結果であり、調査対象は項目2をご覧ください。

次に59ページ、航空機・同附属品製造業の令和2年度から令和6年度までの時間額、引上額、影響率、未満率と賃金特性値の推移データ及び県最賃に関するデータです。

本年度の航空機・同附属品製造業の未満率は2.6パーセント、時間当たり平均賃金は1,600円、第1・20分位数は1,110円、第1・10分位数は1,178円、第1・4分位数は1,309円、中位数は1,518円となっております。未満率は61ページのグレー表示の1,030円のところ、そのほかの数値は65ページ下段の一番左側の数字です。

次に61ページから企業規模別、地域別、年齢別男女計、就業形態すべての時間当たり所定内賃金額の表、67ページから就業形態一般の労働者、73ページから就業形態パートの労働者の表です。

次に79ページから男女別、年齢別、就業形態すべての時間当たり所定内賃金額の表、85ページから就業形態が

	<p>一般労働者、91 ページからパート労働者の表です。          以上が最低賃金に関する基礎調査の結果です。          次に資料No.10 (97 ページ)、岐阜県環境統計生活部統計課のとりまとめによる「毎月勤労統計調査結果」です。          次に春闘の妥結状況に関する資料として、資料No.11 (105 ページ)、連合岐阜最終の「賃上げ集計結果【定昇込み平均賃上げ】」と資料No.12 (107 ページ)、岐阜県経営者協会の「春季労使交渉・賃金改定調査最終報」です。          次に経済情勢に関する資料として資料No.13 (109 ページ)、当局職業安定部の令和6年7月「有効求人倍率の状況」、資料No.14 (117 ページ)、財務省東海財務局岐阜財務事務所の「岐阜県内経済情勢」、資料No.15 (129 ページ)、岐阜県環境生活部統計課の8月の「全国・岐阜県の経済指標」です。          資料の説明は以上となります。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。          ただ今、事務局から説明がありました資料につきまして、御質問や御意見がありましたらお伺いたいと思えます。          まず、労働者側委員いかがでしょうか。</p>
奥村委員	<p>特にございませぬ。</p>
高橋会長	<p>使用者側委員いかがでしょうか。</p>
川本委員	<p>特にございませぬ。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。          それでは、これらの配布資料を十分に御検討いただきまして、次回以降の各専門部会に御出席くださいますようお願いいたします。          全ての部会におきまして「全会一致」の結審ができません。</p>

	<p>すよう、お願いしたいと思います。</p> <p>次に<b>議題5「その他」</b>についてです。</p> <p>事務局から何かありますでしょうか。</p>
安藤賃金室長補佐	<p>特に予定している議題はありませんが、連絡事項がございます。</p> <p>今後の開催会場と控室につきまして、開催当日に1階のエレベーター横の掲示板で御案内いたしますので、その都度、御確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
高橋会長	<p>よろしくお願いいたします。</p> <p>委員の皆様から何かご発言等ございますか。</p> <p>労働者側委員いかがでしょうか。</p>
齋田委員	<p>資料No.1の名簿のところでございますが、届出のところが間違っていたかもしれませんが、自動車の労働者委員の齋田周作と申しますが、組織の方が24年1月にカヤバ労働組合に名称を変更いたしまして、KYB労働組合で届出されているかもしれませんが、カヤバ労働組合ということでよろしくお願いしたいと思います。</p>
高橋会長	<p>事務局の方でよろしいですか。</p>
平野賃金室長	<p>承知いたしました。</p>
高橋会長	<p>では、そのように修正をお願いします。</p> <p>使用者側委員いかがでしょうか。</p>
川本委員	<p>特にございません。</p>
高橋会長	<p>それでは、本日の合同専門部会はこれもちまして閉会とします。</p> <p>お疲れ様でございました。</p> <p>ありがとうございました。</p>